

【抜粋版】

労働安全衛生法第61条に基づく就業制限の対象業務、第59条に基づく特別教育の必要な対象業務等(概要)

【凡例】 施行令…労働安全衛生法施行令

安衛則…労働安全衛生規則

対象業務		業務に就くことができる者 (安衛則別表第3)			特別教育 (※)
		法令条項	免許	技能講習	
クレーンの運転	つり上げ荷重5t以上	施行令第20条第6号	○	△ (床上クレーンのみ)	×
	つり上げ荷重5t未満	安衛則第36条第15号			○
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重1t以上	施行令第20条第7号	○	△(小型のみ)	×
	つり上げ荷重1t未満	安衛則第36条第16号			○
玉掛けの業務	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリック	施行令第20条第16号	×	○	・職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者等
	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリック	安衛則第36条第19号			○
フォークリフトの運転	最大荷重1t以上	施行令第20条第11号	×	○	・フォークリフトの職業訓練を受けた者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前のフォークリフトの職業訓練修了者 ・船員労働安全衛生規則に規定するフォークリフト運転技能講習修了者その他フォークリフト運転技能講習修了者と同等以上の能力を有するとして労働基準局長が定める者
	最大荷重1t未満	安衛則第36条第5号			○
車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)の運転 (ブル・ドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、パワーショベル等)	機体重量3t以上	施行令第20条第12号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者(特定のもの) ・建設機械運転科の職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の建設機械運転科等の職業訓練修了者
	機体重量3t未満	安衛則第36条第9号			○
ショベルローダー・フォークローダーの運転	最大荷重1t以上	施行令第20条第13号	×	○	・揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練修了者のうちショベルローダー等について訓練を受けたもの ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者
	最大荷重1t未満	安衛則第36条第5号の2			○
不整地運搬車の運転	最大積載量1t以上	施行令第20条第14号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者(特定のもの) ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者
	最大積載量1t未満	安衛則第36条第5号の3			○
高所作業車の運転	10m以上	施行令第20条第15号	×	○	・厚労大臣が定める者(該当無し)
	10m未満	安衛則第36条第10号の5			○
動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの(巻上げ装置を除く。)の運転		安衛則第36条第13号			○
建設用リフトの運転		安衛則第36条第18号			○
ゴンドラの操作		安衛則第36条第20号			○
チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(前号に掲げる業務を除く。)(※令和2年8月1日、前号に統合されるごとに併せて廃止される。)		安衛則第36条第8号の2			○
建設工事の作業を行う場合における、ジャッキ式つり上げ機械の調整の業務、運転の業務		安衛則第36条第10号の4			○
動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。)の運転の業務		安衛則第36条第11号			○

※十分な知識及び技能を有する場合は全部又は一部の科目を免除可